

令和3年度人事行政の運営等の状況を公表します

「坂戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和3年度の人事行政の運営等の状況の概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員に関する状況

1 任免の状況

(1) 採用の状況

(単位：人)

職 種	男性	女性	計
一般職	7	9	16
教育職	4	0	4
会計年度任用職員	0	26	26
計	11	35	46

※会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用されたフルタイムの会計年度任用職員です。(以下、同様とします。)

(2) 再任用の状況

(単位：人)

職 種	採用人数	備 考
一般行政職	33	常勤職員33人、短時間勤務職員0人
技能労務職	1	常勤職員1人

(3) 職位別任用状況

(単位：人)

標準的な職名	部長		次長		課長		課長補佐		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
職員数 (令和4年3月31日)	9	1	12	1	46	3	40	16	107	21	128
昇任者数 (令和3年度)	0	0	1	1	3	0	3	1	7	2	9

(5) 退職の状況

(単位：人)

事 由	男性	女性	計
定 年	3	2	5
勸 奨	1	0	1
普通等	13	6	19
計	17	8	25

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

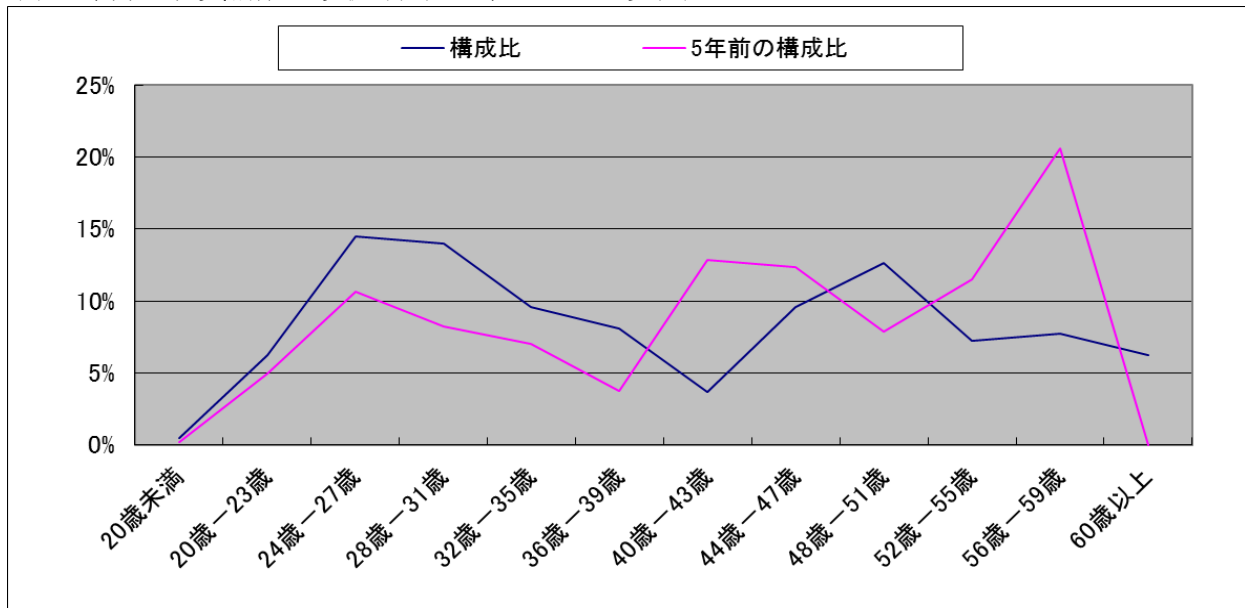
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総務企画	147	137	△10	事務執行体制の効率化に伴う減員
		税 務	42	42	0	
		民 生	131	121	△10	事務執行体制の効率化に伴う減員
		衛 生	59	63	4	業務増に伴う増員
		労 働	2	2	0	
		農林水産	14	14	0	
		商 工	6	5	△1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		土 木	55	58	3	業務増に伴う増員
		小 計	462	448	△14	<参考> 人口1万人当たり職員数44.53人 (類似団体の人口1万人当たりの職員 数46.33人)
		教 育 部 門	95	92	△3	
	小 計	557	540	△17	<参考> 人口1万人当たり職員数53.67人 (類似団体の人口1万人当たりの職員 数60.69人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	国保事業	13	13	0	
		そ の 他	33	33	0	
		小 計	46	46	0	
合 計			603 〔669〕	586 〔669〕	△17 〔0〕	<参考> 人口1万人当たり職員数58.24人

(注) 1 職員数は一般職の数です。

(注) 2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	2	27	84	89	74	45	38	35	77	47	33	35 (再任用)	586

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		438	429	431	449	462	448	10 (2.3%)
教育		93	96	95	95	95	92	△1 (△1.1%)
普通会計計		531	525	526	544	557	540	9 (1.7%)
公営企業等会計計		43	51	50	50	46	46	3 (7.0%)
総合計		574	576	576	594	603	586	12 (2.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況について

評価の種類	概要	評価の活用	対象人数
人事評価	人事評価制度は、全職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力・勤務態度に基づき評価する「能力評価」・「勤務態度評価」と業績に基づき評価する「業績評価」を実施しています。評価結果は、本人に通知し、今後の人材育成に活用するとともに、次年度以降の人事異動等の参考資料にしています。	勤勉手当、昇給、昇任昇格	556人 ※育児休業等は除きます。

(2) 勤務成績の評価について

評価の種類	概要	評価の活用	対象人数
新規採用職員 勤務評価	地方公務員法で定められた6か月の条件付採用期間の勤務を評価します。	正式採用	16人

3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	(参考)令和2年度の人件費率
令和3年度	R4.1.1 99,992人	千円 34,595,907	千円 2,589,560	千円 4,603,236	% 13.3	% 11.0

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

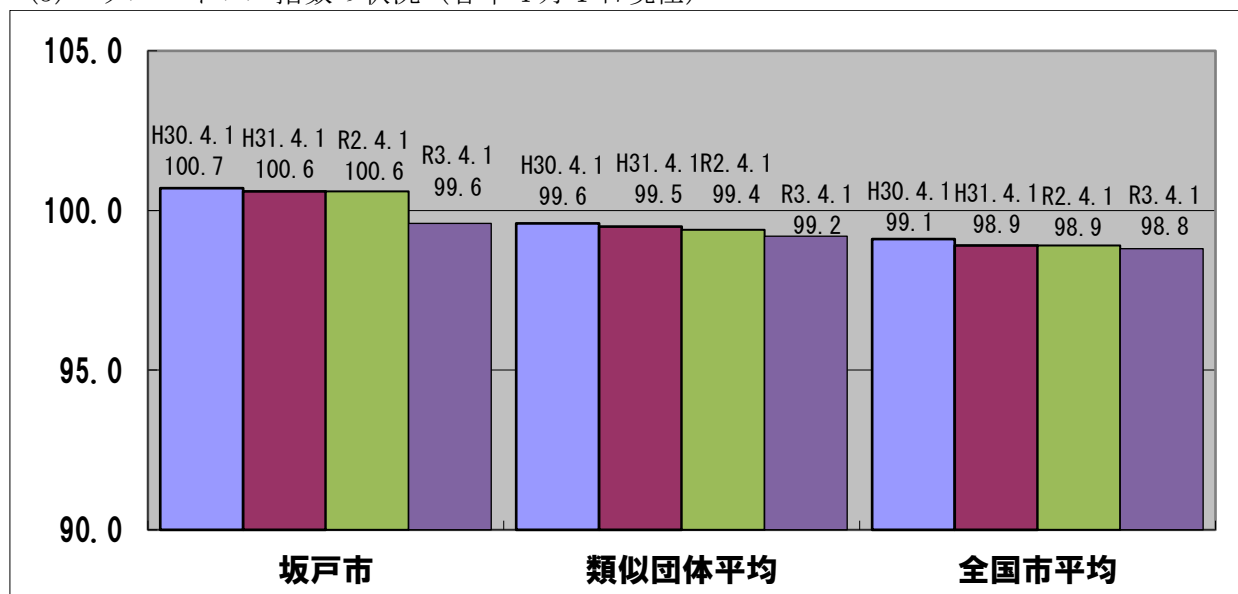
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
令和3年度	人 540	千円 1,614,341	千円 406,640	千円 711,586	千円 2,732,567	千円 5,060

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は令和3年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
	歳	円	円	円
坂戸市	40.7	302,200	388,601	361,915
埼玉県	42.0	319,815	418,771	368,115
国	43.0	325,827	—	407,153
類似団体	42.2	316,866	406,517	367,372

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
	歳	人	円	円	円
坂戸市	48.6	9	328,800	384,211	372,511
うち清掃職員	47.0	5	309,400	363,060	349,620
うち自動車運転手	53.3	(5人未満)	362,700	418,450	402,550
埼玉県	56.3	193	340,446	393,589	378,710
国	50.9	2,201	286,947	—	328,603
類似団体	51.8	37	322,114	375,819	359,820

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
坂戸市	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	46.6	304,600	1.19
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	62.4	235,600	1.78
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考			※民間データとして使用している賃金構造基本統計調査の内容は、本市の技能労務職員と雇用形態等の諸条件が大きく異なることから、給与を単純比較することはできません。
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員（C）	民間（D）	C/D	
坂戸市	円 6,090,632	円 —	—	
うち清掃職員	5,763,720	4,236,800	1.36	
うち自動車運転手	6,448,200	3,101,800	2.08	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成30～令和2年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	歳	円	円
坂戸市	44.4	349,385	443,500
埼玉県	40.0	346,412	407,751
類似団体	41.3	311,536	367,794

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		坂戸市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	円 188,700	円 191,664	円 182,200
	高校卒	160,100	157,333	150,600
技能労務職	高校卒	160,100	159,872	—

(注) 技能労務職については、職種と採用時の年齢により初任給を決定するため、その平均を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	274,781 円	353,586 円	369,400 円	386,875 円
	高校卒	243,500	—	388,100	362,950
技能労務職	高校卒	—	361,200	—	377,300
	中学卒	—	—	—	—

（注）各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

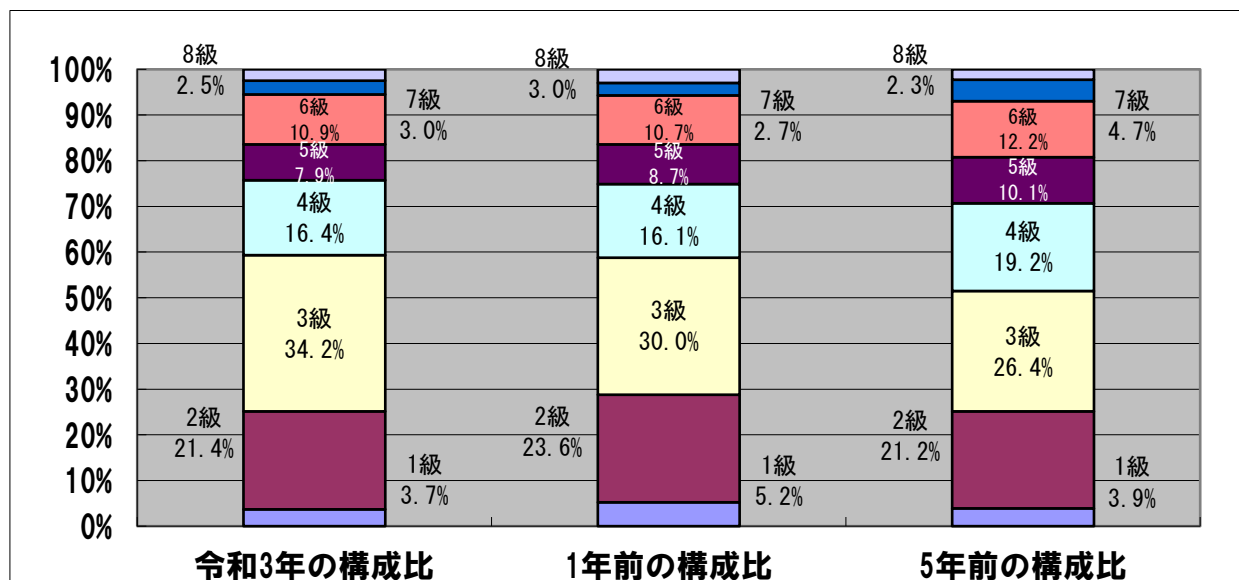
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
1級	主事補、技師補	15	3.7	146,100	247,600
2級	主事、技師	86	21.4	195,500	304,200
3級	主任	138	34.2	231,500	350,000
4級	係長	66	16.4	264,200	381,000
5級	課長補佐	32	7.9	289,700	393,000
6級	課長、副課長	44	10.9	319,200	410,200
7級	次長	12	3.0	362,900	444,900
8級	部長	10	2.5	408,100	468,600

（注）1 坂戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注）2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

人事評価の結果を昇給額の決定に活用しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和3年4月1日現在）

坂戸市	埼玉県	国
(令和2、3年度) 1人あたり平均支給額 令和2年度 1,568千円 令和3年度 1,567千円	(令和2年度) 1人あたり平均支給額 1,671千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45月分) (0.9月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 (1.30月分) (0.9月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45月分) (0.9月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）
人事評価の結果を勤勉手当の支給に活用しています。

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

坂戸市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 1人あたり平均支給額(令和3年度) 自己都合 応募認定・定年 6,352千円 20,386千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 坂戸市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員（全職種）に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		172,176千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（令和3年度決算）		318,844円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
坂戸市	10%	540人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		2,671千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		43,081円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		11.5%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	支給を受ける者の範囲	支給実績 (令和3年度 決算)	左記職員に対 する支給単価
① 税務事務手当	収税事務 担当職員	臨宅により市税の徴収の業務及び滞納処分の業務に従事したとき	6千円	日額220円
② 社会福祉業務 手当	福祉関係 職員	福祉事務所に勤務し、福祉に関する現業を行う職員及び指導監督を行う職員がその業務に従事したとき、並びに在宅のねたきり老人及び心身障害者等の生活に直接必要な家事、介護又は助言等の奉仕的業務に専ら従事する職員が当該業務に従事したとき	1,014千円	日額220円
③ 防疫作業手当	保健衛生 及び防疫 関係職員	感染症が発生又は発生するおそれのある場合に、感染症若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着若しくは付着の危険がある物件の調査又は処理作業に従事したとき等	—	日額500円
④ 保育手当	保育士	保育士が乳幼児の保育業務に従事したとき	1,399千円	日額120円
⑤ 用地交渉手当	道路、区 画整理関 係職員等	本務の場所を離れて、公共用地の取得に関する事業、土地区画整理その他これに類する事業又はこれら事業に関連する事業に必要な土地の取得、補償又は換地のために行う交渉業務に従事したとき	34千円	日額220円
⑥ 保健指導業務 手当	保健師	保健師が結核患者の家庭を訪問して患者の療養指導の業務に従事したとき	—	日額220円
⑦ 行旅死亡人等 取扱手当	福祉関係 職員	行旅死亡人の処置又は行旅病人の援護の業務に従事したとき	—	1回1,000円
⑧ 廃棄物処理施 設技術管理者 業務手当	廃棄物 処理施設 関係職員	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、技術管理者としてその業務に従事したとき	87千円	日額220円
⑨ 電気主任技術 者業務手当	廃棄物処 理施設関 係職員等	電気主任技術者として高圧受電、変電施設等の保守管理の業務に従事したとき	—	日額220円
⑩ 建築主事業務 手当	建築主事	建築主事に任命された職員が建築物の建築等の確認及び検査その他これらに準ずる業務に従事したとき	132千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	71,386千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	242,810円
支給実績（令和2年度決算）	59,400千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	222,472円

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額(令和3 年度決算)
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 37,843	円 206,792
住居手当	・自ら居住するための住居を借り、月額16,000円以上の家賃を支払っている職員 ・所有する住宅に居住している職員で世帯主	異	持ち家の手当額 国 無 市 5,500円	37,992	160,304
初任給調整手当	医師に対し、採用後の期間に応じ216,000円を超えない範囲内で支給	同		0	0
通勤手当	片道2km以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		18,881	49,427
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	異	1回につき 5,000円 1/1及び12/31 8,600円 1/2及び12/30 8,300円 1/3及び12/29 8,100円	1,257	5,152
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、職位に基づき定額を支給	同		64,218	505,654
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合	同		216	5,838

※ 会計年度任用職員には、地域手当、通勤手当、期末手当を支給しています。

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	925,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 625,100 円
	副市長	783,000 円	880,000 円 / 577,600 円
	教育長	709,000 円	—
報酬	議 長	471,000 円	760,000 円 / 444,600 円
	副議長	413,000 円	670,000 円 / 390,000 円
	議 員	390,000 円	620,000 円 / 370,000 円
期末手当	市 長 副市長 教育長	(令和3年度支給割合) 4.45 月分	
	議 長 副議長 議 員	(令和3年度支給割合) 4.45 月分	
退職手当	市 長 副市長 教育長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.4025=17,871,000 円 給料月額×在職月数×0.2415= 9,076,536 円 給料月額×在職月数×0.23 = 5,870,520 円	(1 期の手当額) (支給時期) 任期ごと 任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する状況

(1) 勤務時間の概要

- ・職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となります。
- ・毎週土曜日に 8 時 30 分から 12 時 00 分まで市民課、納税課の窓口を開庁しています（土曜日が祝日法による休日と重なった場合は閉庁）。

(2) 休暇の種類

- ・職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇があります。

それぞれの概要は以下のとおりです。

<年次有給休暇>労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる有給の休暇であり、1 年度につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

<病気休暇>勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

<特別休暇>選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。(種類及び日数は下表のとおり)

<介護休暇>配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

<介護時間>配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により日常

生活を営むのに支障がある者の介護をするため、1日につき2時間まで勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

＜組合休暇＞登録された職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

・会計年度任用職員には、職員に準じた休暇があります。

(主な特別休暇の種類及び日数)

項 目	日 数
①選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間
②裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
③出産の場合	出産予定日6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間
④妊娠中及び出産後1年以内の職員が母子保健法に規定される保健指導、健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間
⑤妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
⑥生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
⑦忌引の場合	(例)配偶者、父母(血族)の場合 7日、子(血族)の場合5日、伯叔父母の場合 1日
⑧結婚の場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
⑨妻の出産の場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
⑩職員の妻の出産に際して出産にかかる子及び小学校就学前の子を養育する場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
⑪小学校就学前の子を看護する場合	1年度において5日の範囲内で必要と認められる期間(対象となる子が2人以上の場合は10日)

(3) 年次有給休暇の取得状況

年	総取得日数	取得人数	平均取得日数
令和3年度	6,059.7日	560人	10.8日
令和2年度	6,385.5日	582人	11.0日

(4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間について、給与は支給されません。

イ 部分休業

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

休業者の内訳	休業の種類		部分休業	うち新規
	育児休業	うち新規		
取得者合計	37人	16人	22人	8人
うち女性	32人	11人	20人	7人
うち男性	5人	5人	2人	1人

(5) 時間外勤務の状況

年度	総時間外勤務時間	支給対象人数	月平均時間外勤務時間
令和3年度	41,322時間	477人	7.2時間
令和2年度	36,269時間	494人	6.1時間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(人)

事由	種類	降任	免職	休職	計
勤務成績がよくない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	6	6
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合				0	0
計		0	0	6	6

(2) 懲戒処分の状況

(人)

事由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

人間ドック (脳ドック等含む)	リフレッシュ休暇	その他	合計
119件	22件	836件	977件

(2) 営利企業等従事状況

地域活動	研修等講師	その他	合計
2件	0件	20件	22件

7 職員の退職管理の状況

退職管理とは、地方公務員法及び坂戸市職員の退職管理に関する規則に基づき、坂戸市を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をするように依頼等することを規制し、公務の公正な執行を確保しています。

なお、令和3年度における依頼等はありませんでした。

8 職員の研修の状況

(1) 一般研修

研修区分	研修名	対象者	延べ日数	修了者数
基本研修	新規採用職員研修	令和3年4月1日付新規採用職員	(前期)112日	16人
			(接遇)16日	16人
			(後期)90日	15人
専門研修	地方公務員法研修(eラーニング)	主任在級12年目、13年目の職員	2日	2人
	公務員倫理研修	係長職2年目の職員 令和元年度、2年度未受講者	17日	17人
	人事評価制度研修	①新規採用職員・新規任期付職員・希望者・新任課長・副課長昇格者 ②2次評価者・1次評価者	115日	① 51人 ② 64人
	政策研究セミナー	係長職4年目の職員	56日	7人
	キャリア形成研修	入庁7年目から11年目の女性職員	33日	33人
	人権同和教育研修	全職員	555日	555人
	障害者差別解消法研修	新任副課長昇格者	3日	3人
	手話講習会	全職員(希望者)、令和2年度新規採用職員	162日	27人
	男女共同参画研修	全職員(希望者)	39日	39人

(2) 派遣研修

研修先	研修名等	延べ日数	修了者数
自治人材開発センター	「中級研修」ほか16研修	156日	79人
西部五市町共同研修会	「初級職員研修」ほか2研修	212日	131人
自治大学校	基本法制研修B及び第2部 課程第192期研修	50日	1人
障害者支援施設「さかど療護園」	社会福祉施設体験研修	16日	16人

(3) 職場研修(OJT)

職場研修担当者を中心に各課で実施

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合への負担金の状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担率は法定されており、令和3年度は次のとおりです。

共 済 組 合 の 名 称	負 担 金 の 額
埼 玉 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合	702,317,351 円

(2) 公務災害の発生状況

名 称	件 数
公 務 災 害	1 件
通 勤 災 害	2 件

10 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度、公平委員会への勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況はありませんでした。